

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2025 年 4 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「脱退一時金①」です。

第 32 講 「脱退一時金①」

(確定拠出年金法附則第 3 条 ほか)

「脱退一時金」とは、確定拠出年金の加入者の資格を喪失した者が、所定の要件のもとに、その後、加入者、運用指図者のいずれにもならず制度から脱退した場合に受ける一時金です。脱退一時金には企業型年金のもとで支給される脱退一時金と、個人型年金のもとで支給される脱退一時金がありますが、今回は個人型年金のもとで支給される脱退一時金についてみてみます。

個人型年金のもとで支給される脱退一時金に関する規定としては、確定拠出年金法附則第 3 条があり、このほかに、確定拠出年金法施行令第 60 条などがあります。まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法附則第 3 条 (脱退一時金)

第 1 項 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運管管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 六十歳未満であること。
- 二 企業型年金加入者でないこと。
- 三 第六十二条第一項各号に掲げる者(個人型年金に加入できる者)に該当しないこと。
- 四 国民年金法附則第五条第一項第三号に掲げる者(日本国籍を有する海外居住者)に該当しないこと。
- 五 障害給付金の受給権者でないこと。
- 六 その者の通算拠出期間(略)が政令で定める期間内であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。
- 七 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

確定拠出年金法施行令第 60 条 (法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第 1 項 法附則第三条第一項第六号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

第 2 項 (略)

第 3 項 法附則第三条第一項第六号の政令で定める額は、二十五万円とする。

(以下略)

※斜体部分は補足説明として加えたものであり条文には記載されていません

確定拠出年金法附則第 3 条第 1 項により、個人型年金のもとで支給される脱退一時金は、受給要件を満たした者が、

個人型年金の記録関連運営管理機関に請求した場合に受給することができます。受給要件を満たすためには、第1号から第7号に記載されている「60歳未満であること」、「企業型年金加入者でないこと」、「個人型年金に加入できない者であること」、「日本国籍を有する海外居住者に該当しないこと」、「確定拠出年金の障害給付金の受給権者でないこと」、「通算拠出期間が5年以下または個人別管理資産の額が25万円以下であること」、「確定拠出年金の加入者資格を喪失してから2年以内であること」の全てに該当しなければなりません。

第4号に「日本国籍のある海外居住者でないこと」という記載があるのは、日本国籍のある海外居住者は国民年金の任意加入被保険者になれば、個人型年金に加入できることを踏まえたものです。第3号のみでは、日本国籍のある海外居住者が国民年金の任意加入被保険者でない場合は、脱退一時金の支給対象から除外されないため設けられた規定といえます。

第6号の「通算拠出期間」とは、「企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間を合算した期間」であり、他の企業年金制度などからの資産の移換により通算加入者等期間に算入された期間も含まれます。

受給要件を満たす者が脱退一時金を請求すると、第2項により、記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、国民年金基金連合会が脱退一時金を支給します。個人型年金運用指図者以外の者が請求する場合については、確定拠出年金法上は国民年金基金連合会が裁定することとされていますが、実際には、個人型年金規約第132条により「特定運営管理機関」が裁定を行います。特定運営管理機関とは、国民年金基金連合会に自動移換された者の氏名等の記録、保存などを行う運営管理機関のことで、個人型年金規約第25条により、国民年金基金連合会が記録関連運営管理機関の中から指名することになっています。

脱退一時金の額は、第4項により個人別管理資産の額として政令で定める額とされ、具体的には確定拠出年金法施行令第60条第4項により、請求した日から起算して3か月を経過するまでの間の個人型年金規約で定める日における個人別管理資産の額となります。なお、個人型年金規約第135条では、「脱退一時金を請求した者の個人別管理資産に係る全ての運用の方法に係る資産が現金化された日における個人別管理資産額」とされています。

なお、脱退一時金を受けた場合は、第5項により、支給を受けた月の前月までの加入者期間及び運用指図者期間は通算加入者等期間から除かれます。従って、脱退一時金を受けた後で、再び確定拠出年金の加入者となった場合は、運用指図者期間も含めて過去分を通算することはできないので留意が必要です。

今回は、「脱退一時金②」です。

※記載内容は2025年4月1日現在の法令に基づくものです。

※条文の主要箇所には下線が引いてありますので、読み進める際の参考にしてください。